

大山崎町子どもの移動経路/通学路等の 交通安全プログラム

～子どもの移動経路/通学路等の安全確保に関する取組の方針～



平成 26 年 6 月 策定
令和 2 年 10 月 改訂

大山崎町子どもの移動経路/通学路等の安全推進会議

プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、大山崎町では各小学校の通学路において関係機関と連携して合同点検を実施し、引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うために「大山崎町通学路交通安全プログラム」を策定し、これに基づき、通学路の交通安全対策を実施してきました。

通学路に加えて、令和元年には、未就学児等が日常的に移動する経路等に関し、関係者が連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策を実施してきたところです。

二つの取組に基づき、交通安全対策の効果を高め、効率よく実行していくため「大山崎町通学路交通安全プログラム」を踏襲しつつ、上述の未就学児の移動経路に係る緊急合同点検で必要となった対策箇所等を加えた「大山崎町子どもの移動経路/通学路等の交通安全プログラム」へ改訂しました。

今後は、本プログラムに基づき関係機関が連携して、子どもの移動経路/通学路等の安全確保を図っていきます。

2. 子どもの移動経路/通学路等の安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「子どもの移動経路/通学路等の安全推進会議」を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し、策定しました。

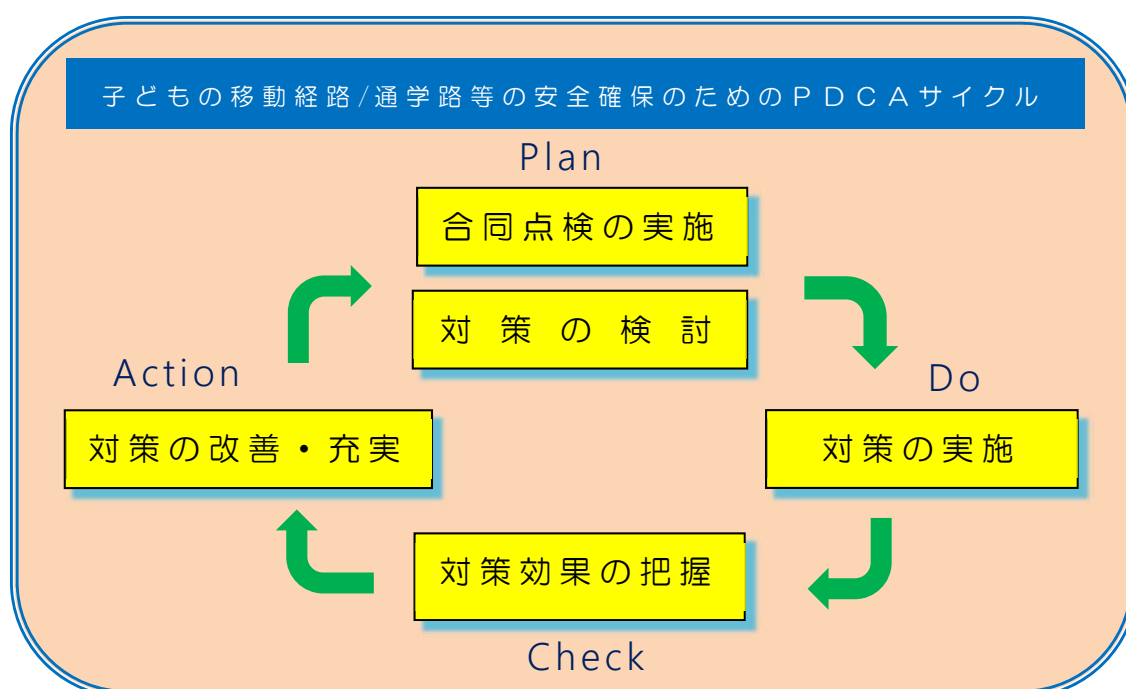
- ・国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所
- ・京都府乙訓土木事務所
- ・京都府警察向日町警察署
- ・大山崎町小中学校長会
- ・大山崎町PTA連絡協議会
- ・大山崎町内子ども地域安全見守り隊
- ・大山崎町民生児童委員
- ・大山崎町内保育所（園）・幼稚園
- ・大山崎町環境事業部建設課
- ・大山崎町環境事業部経済環境課
- ・大山崎町総務部政策総務課
- ・大山崎町健康福祉部福祉課
- ・大山崎町教育委員会

3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に子どもの移動経路/通学路等の安全を確保するため、今後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行き、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をP D C Aサイクル（計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→改善（Action）という4段階の活動を繰り返し行うこと）として実施し、子どもの移動経路/通学路等の安全性の向上を図っていきます。



(2) 定期的な合同点検

① 合同点検の実施時期等

- ・子どもの移動経路/通学路等の合同点検を1年に1回実施します。（9月～11月）
- ・効率的・効果的に合同点検を行うため、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

② 合同点検の体制

- ・学校関係者、保育所（園）・幼稚園、警察、道路管理者、教育委員会等が参加する合同点検を行います。

(3) 対策の検討

- ・ 合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や看板設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など、対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

- ・ 対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

- ・ 合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童が安全になったと感じているのか等を確認するため、小学校、保育所（園）・幼稚園を通じて、対策効果の把握をします。

(6) 対策の改善・充実

- ・ 対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために「対策箇所図」及び「対策一覧表」を作成し、公表します。